（令和５年６月１日版）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要件確認フローチャート

【注意！】「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した方はこの給付金の対象外です

〔給付金額〕
児童１人当たり５万円

〔支給対象者〕
児童扶養手当法によるひとり親（※）の方で収入や所得が一定の基準を下回る方

① 児童扶養手当受給者
② 公的年金給付等受給者
③ 家計急変者

※児童扶養手当法によるひとり親

児童を監護（監督し養育）している母、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育している方（養育者）で、次の（1）～（9）の条件に該当する方です。
児童とは、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で心身におおむね中程度以上の障がいの状態にある者」を指します。

（1）父母が婚姻を解消した児童
（2）父または母が死亡した児童
（3）父または母が重度の障がいの状態にある児童
（4）父または母の生死が明らかでない児童
（5）父または母から1年以上遺棄されている児童
（6）父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
（7）父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
（8）母が婚姻によらないで生まれた児童
（9）父・母ともに不明である児童

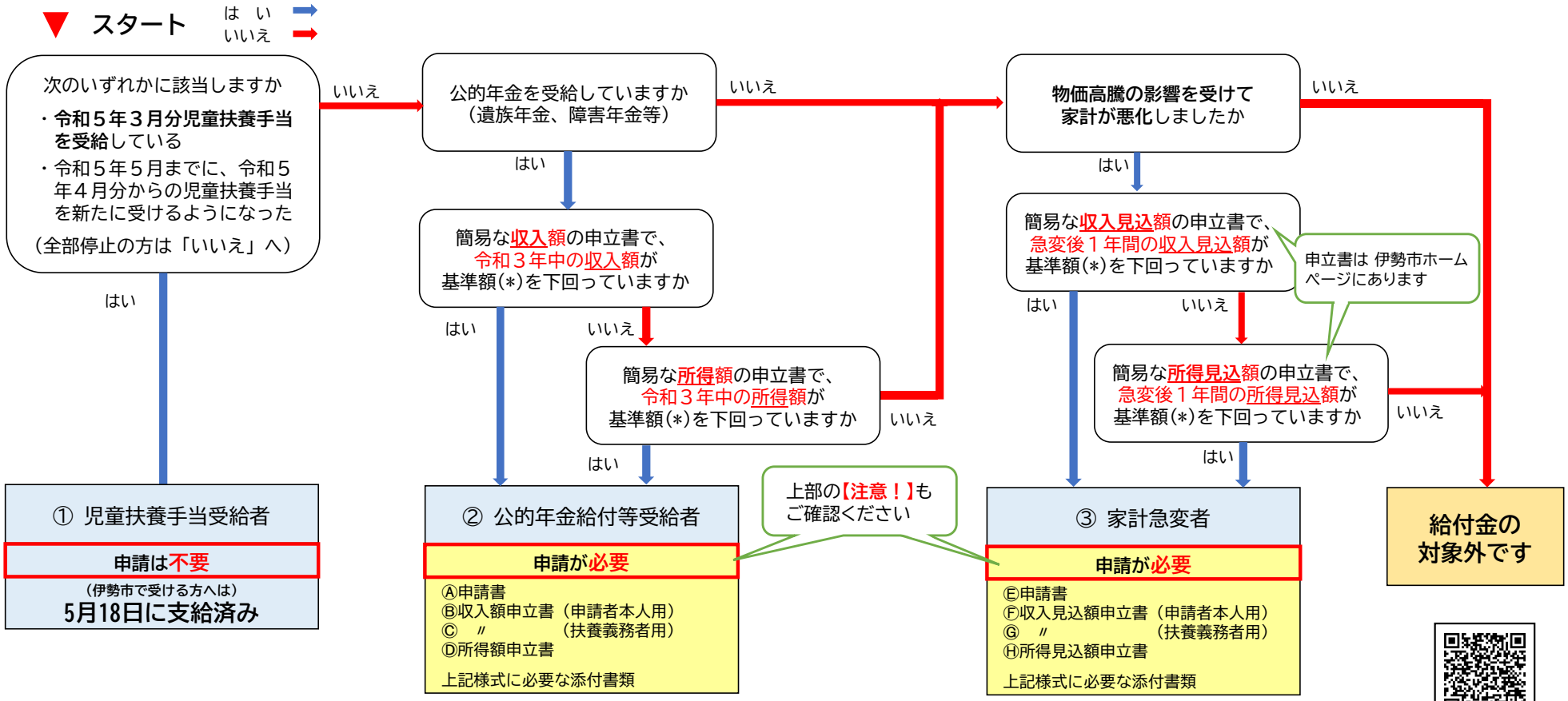

伊勢市HP
（子育て世帯給付金）

（*）収入や所得の基準額は、児童扶養手当を受給できる場合と同等程度の水準です。詳しくは、伊勢市ホームページでご確認いただけます。